



JICN トランジション・ファイナンス・フレームワーク

株式会社脱炭素化支援機構

2026年3月

目次

1 まえがき

- 1.1 我が国における気候変動への取組
- 1.2 JICN の取組
 - 1.2.1 会社概要/沿革
 - 1.2.2 サステナビリティに関する取組
 - 1.2.3 JICN のマテリアリティ
 - 1.2.4 ガバナンス/推進体制

2 JICN のトランジション・ファイナンス投融資スキーム

- 2.1 JICN のトランジションの認識
- 2.2 アプローチ方法
- 2.3 JICN 共通の投融資基準について

3 JICN のトランジション戦略に基づく投融資

- 3.1 JICN のトランジション戦略
 - 3.1.1 JICN のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
 - 3.1.2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ
 - 3.1.3 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標
 - 3.1.4 実施の透明性
- 3.2 調達資金の使途
- 3.3 除外クライテリア
- 3.4 プロジェクトの評価及び選定プロセス
- 3.5 調達資金の管理
- 3.6 レポーティング

4 投融資先企業のトランジション戦略に基づく投融資

- 4.1 調達資金の使途
- 4.2 除外クライテリア
- 4.3 プロジェクトの評価及び選定プロセス
- 4.4 調達資金の管理
- 4.5 レポーティング

5 レビュー

6 参照する原則・ガイドライン

1 まえがき

1.1 我が国における気候変動への取組

日本政府は、地球温暖化対策の第一歩として温室効果ガス（GHG:Greenhouse Gas）の排出の削減等の施策を講じることを目的とした、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法）」を1998年に制定しています。

一方で世界の潮流としては、温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みとして2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が掲げられています。

これに対して日本政府は、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること」を表明しました。2021年10月には、これらの温室効果ガスの排出削減目標を国連へ提出しています(2025年2月には、2035年度(同60%)、2040年度(同73%)の削減目標も提出済み)。

また、温対法に基づく日本政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」にて、削減目標及びその実現に向けた対策・施策を定めて、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化防止対策を推進しています。

1.2 JICNの取組

1.2.1 会社概要/沿革

株式会社脱炭素化支援機構（以下、「JICN」）は、温対法に基づいて、2022年10月に設立されました。自らの温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給等の支援を行うことで、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図り、脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。国の財政投融资からの出資と民間からの出資からなる資本金を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する資金供給等の活動を行っております。

JICNの前身として、地域の再生可能エネルギー案件に投資を行っていた一般社団法人グリーンファイナンス推進機構がありますが、2022年のJICNへの体制移行の際にノウハウを継承しつつ、民間企業からの出資により民間目線のガバナンスも取り入れていきます。JICNは設立以降、投資対象領域や規模等を拡大しており、オールジャパンでの脱炭素化の加速に取り組んでおります。

【JICNのロゴマーク】



飛び出す円とそれを包み込む形は、官と民の協力や地域との協調の下で、脱炭素投資によりカーボンニュートラルが達成される新たな社会を生み出すことをイメージ。カラーリングの赤色とフォレストグリーンは、日本の象徴としての日の丸と、脱炭素につながる活動・エネルギーや吸収の源でもある太陽や森林等の自然を表しています。

1.2.2 サステナビリティに関する取組

JICN は、温対法に基づいて設立された、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする会社であり、環境面を中心とするサステナビリティに関する取組と経営の取組は一体といえます。

また、社会面では、2025年4月には、Diversity, Equity, and Inclusion(以下、DE&I)が持続可能な社会の実現に重要な役割を果たし、企業の成長に不可欠であるとの認識のもと、「[DE&I ポリシー](#)」を制定しました。

1.2.3 JICN のマテリアリティ

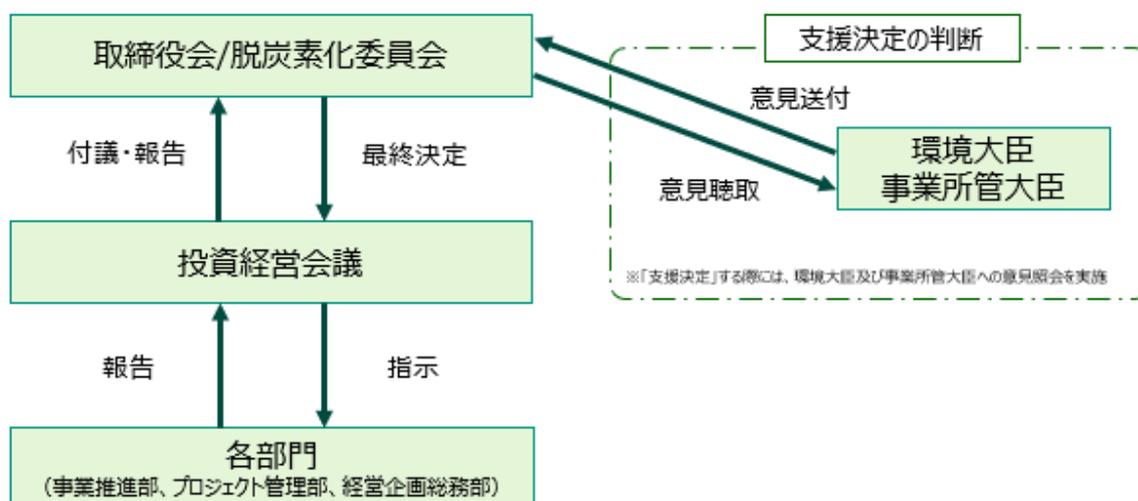
JICN は、「カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、豊かで持続可能な未来を創る」を Purpose (存在意義) とし、3つの Mission (挑戦) を通じて、幅広いステークホルダーとともに、脱炭素に関するビジネスやファイナンスをめぐる様々な課題へのソリューションを提供し、取組の拡大・加速化に貢献することを掲げています。



この Purpose と Mission は、企業等が設定しているマテリアリティ（企業が優先して取り組むべき重要課題）と同等のものであり、かつ、事業を通じた社会課題解決（ステークホルダーにとっての重要性）、持続的成長を支える経営基盤強化（JICN にとっての重要性）の双方に貢献できるものと認識しています。

また、Purpose（存在意義）である「カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、豊かで持続可能な未来を創る」は、SDGs（国連が定める 17 の持続可能な開発目標）の、“目標 7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに”、“目標 13：気候変動に具体的な対策を”に該当するものと考えております。

1.2.4 ガバナンス/推進体制



前述の通り JICN は、温対法に基づいて設立された、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする会社であり、サステナビリティに関する取組と経営の取組は一体となります。その中で、様々なサステナビリティに関する課題への対応方針や取組状況は、経営に直結する事項として、代表取締役社長が必要に応じて招集する「投資経営会議」にて審議の上、重要事項については「取締役会」または「脱炭素化委員会」への報告、審議・最終決定します。

なお、「取締役会」は全取締役によって構成され、JICN の経営全般にかかる事項を決議いたします。「脱炭素化委員会」は、民間の社外取締役等により構成されており、取締役会から権限委任を受けた投融資にかかる支援決定/方針等を決議事項とし、中立的な観点から判断を行っております。

2 JICN のトランジション・ファイナンス投融資スキーム

2.1 JICN のトランジションの認識

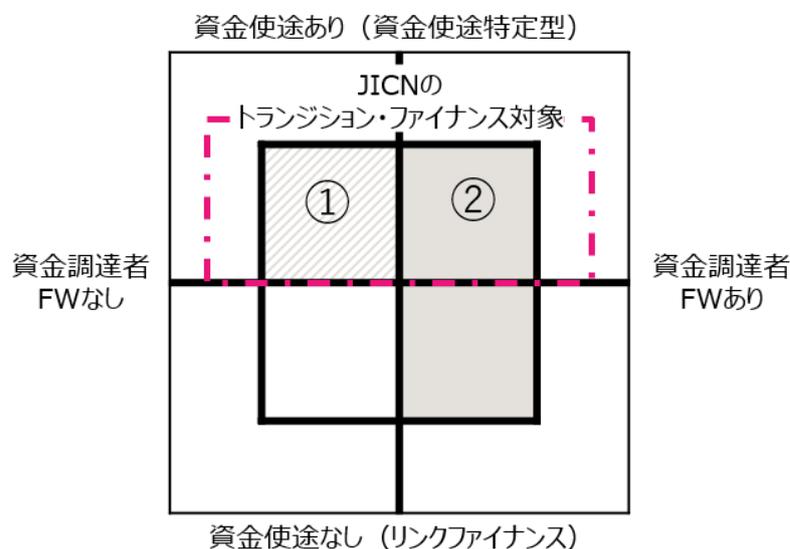
JICN は、日本の 2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、温室効果ガスの削減・吸収と社会経済の発展に貢献する、多種多様なビジネスやプロジェクトに対して資金を供給します。その資金供給対象領域には、間接的な排出削減やトランジションに関するものを含みます。

JICN において、トランジションとは「中長期的に脱炭素社会への移行を図るもの」であり、すべての国・地域や産業において一足飛びに脱炭素化が可能ではないことに鑑みて、中長期的な戦略に則って、まずは着実な温室効果ガスの削減から始め、将来的には脱炭素への移行を図るもの（低炭素から脱炭素）に貢献する取組と認識しております。

2.2 アプローチ方法

上記認識のもと、JICN は本フレームワークに基づいて、資金用途が特定されている、将来的に脱炭素化が見込まれるトランジション案件に対しても投融資を行います。その際、資金調達者自身のトランジション・ファイナンス・フレームワークの有無によって、**①JICN のトランジション戦略に基づく投融資（資金調達者にトランジション・ファイナンス・フレームワークが無い場合）**、**②投融資先企業のトランジション戦略に基づく投融資（資金調達者にトランジション・ファイナンス・フレームワークが有る場合）**の方法にてアプローチいたします。

【対象トランジション領域】



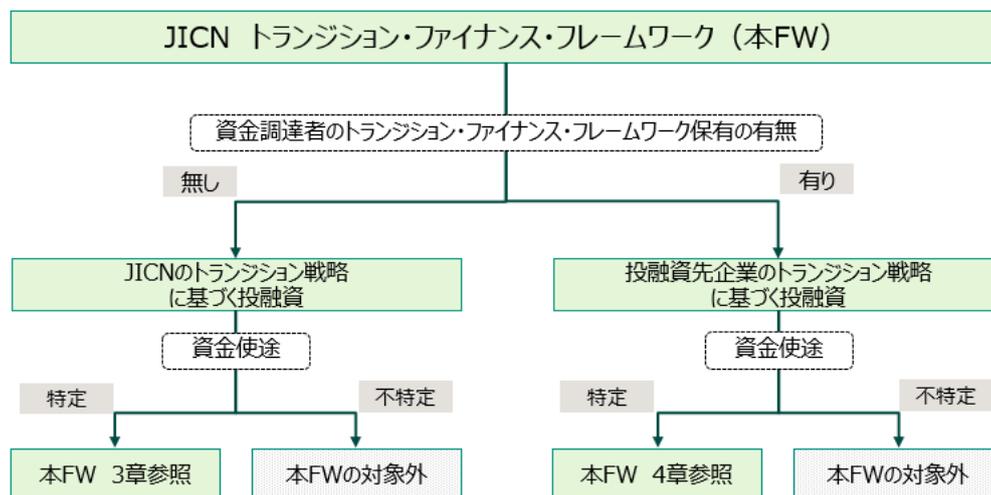
<内側> ※FWがないと、第三者評価は取得できない
■：資金調達者FWに対する第三者評価あり
▨：資金供給者等のFWに対する第三者評価あり
破線内部白色部分：ANNEX/LOC取得

※対象領域の広さと、トランジション対象案件の賦存量は異なることは留意。
※略称 FW：トランジション・ファイナンス・フレームワーク
ANNEX：附属書セカンド・パーティ・オピニオン
LOC：LETTER OF CONFORMANCE

※「資金用途特定型」は、プロジェクト・ファイナンスを念頭にしておりますが、資金用途を明確化できる場合はコーポレート・ファイナンスにも対応いたします。

なお、JICN は、日本の 2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、多種多様なビジネスやプロジェクトに対して資金供給の一環として本フレームワークに基づいた投融資を実施し、本フレームワークに適合しない案件については、JICN の通常の審査判断プロセスに則り投融資判断を行います。

本フレームワークの構成は以下の通りです。



JICN が、資金調達者自身のトランジション・ファイナンス・フレームワークの有無に関わらず、投融資対象とした背景は、国内においてトランジション・ファイナンス・フレームワークを策定している企業が限定的であるためです。資金調達者がトランジション・ファイナンス・フレームワークを策定していなくても、対象事業を含む脱炭素化への道筋を記載した計画（以下、「脱炭素化ロードマップ」）を策定している場合には、実質的にトランジションの取組にコミットしているものとみなし、脱炭素ロードマップが JICN のトランジション戦略にも整合する場合には投融資対象とします。

また、事業を行う地域や企業の属するセクターによって、移行のスターティングポイントや過程は異なり、企業の移行の道筋（トランジション・パスウェイ）も多様です。更には、トランジションへの取組は、自社以外の要因に影響され、事業主体がトランジションに向けて最大限努力しても、想定通りの進捗にならないこともあり得ます。JICN は、これらを十分に考慮し、事業者とのエンゲージメントを通じた取組のフォローアップを重視していきます。

2.3 JICN 共通の投融資基準について

JICN が投融資する全ての案件は、以下の支援基準 1(1)①②～(4)全てを満たす必要があり、トランジション案件も該当します。

このうち、支援基準 1(4)については、「脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠」としており、公正な移行に資する対応を企図しております。



政策的意義（支援基準 1 (1)）

① 温室効果ガス排出量の削減・吸収等の効果を、可能な限り定量的に評価

※中長期的に脱炭素社会への移行を促す案件は、我が国のトランジション関連政策との適合性を確認

② 社会経済の発展や地方創生への貢献等 ※以下の事業は、限定ではなく例示

ア) 事業の実施地域の社会経済の課題解決に貢献する

イ) 地域脱炭素のロールモデルになりうる

ウ) 新技術・新ビジネスモデルの普及に資する

エ) 我が国技術・企業の海外市場への展開に資する

オ) 脱炭素に加え生物多様性や資源循環等環境保全上の効果が大きい



民間事業者等のイニシアチブ（支援基準 1 (2)）

脱炭素化支援機構からの出資額以上の出資を民間事業者等から得ること



収益性の確保（支援基準 1 (3)）



地域における合意形成、
環境の保全及び安全性の確保
（支援基準 1 (4)）

【参考】JICN の「[支援基準](#)」、[「投資規程」](#)

3 JICN のトランジション戦略に基づく投融資

3.1 JICN のトランジション戦略

3.1.1 JICN のクライメート・トランジション戦略とガバナンス

■ ファイナンスド・エミッションに関する見解

トランジション戦略は、科学的根拠のある目標とトランジションに向けた経路に基づくべきであり、JICN の場合は、すべての Scope のうち、Scope3 の「投資」（ファイナンスド・エミッション）の削減が最も関連するサブカテゴリーであることを十分理解しています。

特に、ファイナンスド・エミッションの把握及び考慮は、GHG 排出量のさらなる削減となる事業への積極投資や、投融資先企業の GHG 排出量とその変動を把握することによる自身の財務リスク(投融資先企業の市場価値変動リスク)の低減等のメリットが期待できます。国内では「サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)」が商業銀行等の活動を行う企業にファイナンスド・エミッションに関する情報の開示を義務化しており、また、海外では国際的な金融アライアンスである GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero) がファイナンスド・エミッション含めて自社の排出量をネット・ゼロとすることを求めていることから、ファイナンスド・エミッションの把握及び考慮は、市場動向からも重要性が増しているものと認識しています。

他方、JICN においては、2022 年 10 月に設立され事業活動を開始したばかりであり、今後、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、多様な脱炭素事業への投融資案件を行っていく段階となります。現時点では、ファイナンスド・エミッションについて把握方法を含め体制構築中で、かつ比較対象となるファイナンスド・エミッションがなく、削減シナリオを描くことが難しい状況と考えております。

以上のことから、ファイナンスド・エミッションの把握及び削減に向けた方針・戦略等の設定は、今後の重要対応事項として検討を行っていくものといたします。

反面、ファイナンスド・エミッションの把握や削減戦略の設定等ができないことを理由に、トランジションへの取組に向き合わないのではなく、未熟ながらも現時点で取組可能なことを着実に積み重ねていくこととし、以下に示すビジョン/戦略をもって、2050 年カーボンニュートラルの実現への貢献を目指します。

■ ビジョン/戦略

JICN は、「1.2.1 会社概要/沿革」に記載の通り、温対法に基づいて、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動に対し資金供給等の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図り、脱炭素社会の実現に寄与することを目的として設立されております。トランジションに関しては、「2.1 JICN のトランジションの認識」に記載の通り、中長期的な戦略に則って、まずは着実な温室効果ガスの削減から始め、将来的には脱炭素への移行を図るもの（低炭素から脱炭素）に貢献する取組との認識で、支援を行ってまいります。

目的の実現に向けて、以下 3 点を留意しながら、積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、資金供給を通じた支援を行ってまいります。

- ◇ 対象事業活動支援は公的な資金を活用するものであることに鑑み、政策目的に沿って効率的に運営すること。
- ◇ 民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業等に対し、民間資金の呼び水となる資金供給を行い、脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること。
- ◇ 対象事業活動の実施を円滑にするとともに、民業補完の観点を踏まえた上で、民間の事業活動等を後押しすること。

■ 目標設定とガバナンス

JICN は、Purpose（存在意義）である「カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、豊かで持続可能な未来を創る」の目標達成状況を評価する KPI として、「温室効果ガス排出削減等の量の合計値（累積）」を設定しております。予定活動期間である 2050 年度までは累積約 1 億トン-CO₂ の削減等の貢献を目指します。

なお、JICN は、民間事業者等と協調して資金供給を行うこととしており、JICN（単独）による温室効果ガス排出量の削減・吸収への貢献に加えて、間接的に民間投融資が拡大/誘発されることも期待/重視しています。

	2041 年度時点	2050 年度時点
温室効果ガス排出削減等の量の合計値（累積）※	45 百万 t-CO ₂	97 百万 t-CO ₂

※ 定量的に試算可能なプロジェクトの温室効果ガス排出削減等の量を対象

※ JICN 設立初期に、JICN のビジョン/事業活動/官民ファンドとしての政策目的等を考慮して、仮定に基づいて設定したもの

※ 表示単位未満は切り捨て表示

ガバナンスとしては、脱炭素化委員会の決議を経て、支援先/内容の決定、投融資にかかる方針の策定等が行われます。また、年に一度、投融資先による「年間温室効果ガス排出削減等の量」を把握した上で、脱炭素化委員会にて、トランジション戦略の変更等の対応を含めて、本目標達成に至る計画の達成状況の評価を行います。

3.1.2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

JICN は、「地球温暖化対策計画」で示される日本政府目標と整合した資金供給を行うことを、環境面のマテリアリティ（重要課題）として認識しています。「地球温暖化対策計画」では、水素・アンモニア等の低炭素燃料や CCUS 等、全産業分野での急速かつ大規模な排出削減が求められています。JICN は、これらを含む脱炭素化の重点分野への金融支援を通じ、日本の排出削減を推進する役割を担います。

なお、トランジションは「中長期的に脱炭素社会への移行を促すもの」であり、JICN の支援基準 1-（1）-①にて、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資するもの」に包含される旨が明記されています。

3.1.3 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標

日本政府は温室効果ガス削減目標として、2030年度46%削減（2013年度比）、2035年度60%（同）、2040年度73%（同）、2050年ネット・ゼロの実現を掲げ、「地球温暖化対策計画」の一部としても位置付けています。この目標は、日本政府が移行経路として設定した中長期戦略であり、パリ協定の目標と整合しています。

JICNのトランジション目標は、「温室効果ガス排出削減等の量の合計値（累積）」を指標としていることから、直接的には上記との整合性を確認できないものの、「地球温暖化対策計画に定める我が国の温室効果ガスの排出の削減の量に関する目標も踏まえる」旨は、支援基準にも明記されており、日本の温室効果ガス削減目標を考慮した投融資を行ってまいります。

3.1.4 実施の透明性

JICNは、トランジションを含む脱炭素に資する多様な事業への資金供給のために、2022年度から2027年度で累計1,000億円超の投融資を計画しています。また、2028年度以降は、2040年頃まで毎年、新規の資金供給案件を積み上げ、温室効果ガス排出削減等の量を継続的に拡大させていく予定です。

3.2 調達資金の用途

JICNが対象とする投融資分野例は以下の通りです。投融資は、事業の種類、規模や形態、地域性及び当該事業活動支援のために供給する資金等の形態等を勘案して、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域に対して実施することとします。

分類	分類記号	例
 エネルギー 転換部門	燃料	A 水素、アンモニア、メタン、SAF、e-fuel、ブラックペレット
	発電（再エネ）	B 太陽光（※FITを活用する新設案件を除く）、風力、バイオマス、地熱、水力、廃棄物
	発電（再エネ以外）	C トランジション（火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼、燃料電池等）、エナジーハーベスト
	蓄エネ・熱利用	D 蓄電池、CAES、地中熱、熱供給、未利用熱利用
	送配電	E スマートグリッド、慣性力確保、HVDC
 ものづくり・ 産業	素材・原材料	F 新素材、バイオ素材、省エネ建材
	産業プロセス	G 製鉄、化学、セメント、製紙、ガラス
	機器製造・デバイス製造	H 再エネ・省エネ・蓄エネ機器製造、ノンフロン機器、パワーデバイス、IoTデバイス
	建物・施設	I ZEB/ZEH、業務施設（オフィス・物流施設等）の省エネ
 サービス・ 運用・ データ	農業・林業・水産業	J スーパー植物、垂直農法、オルタナティブフード、森林整備、養殖
	運輸・モビリティ	K EV(陸・海・空)、鉄道、MaaS、空港・港湾整備、物流効率化、コールドチェーン構築
	エネルギーマネジメント	L 省エネ・蓄エネ、ERAB、DR、VPP、DER、HEMS・BEMS・FEMS・CEMS
	データ・DX	M AI、デジタルツイン、行動変容動機、GHG排出量算定・可視化
	金融・保険	N 脱炭素関連フィンテックサービス
 資源循環・レジリ エンス向上	排出権・クレジット	O クレジット取引、認証・検証
	リユース・リサイクル・アップサイクル	P PV・バッテリー等のリサイクル、ボトルtoボトル、サステナブルファッション、食品ロス対策
	レジリエンス向上	Q ホストレス対応、Eco-DRR、オフグリッド、マイクログリッド
 吸収量増大・ 炭素回収利用貯留	吸収源対策	R 森林、海洋（ブルーカーボン）、農地（土壌改良）
	炭素回収・利用・貯留	S CCS、BECCS、CCU、DAC
その他	T	
間接投資	ファンド	U

特に、トランジション分野については、次の適格クライテリアに該当するプロジェクトに対する、新規支出及び既存支出のリファイナンスに充当される投融資を行います。既存プロジェクトへの支出に充当する場合は、該当するトランジション・ファイナンス実行日から遡って原則3年以内に実施した支出に限ります（ただし、プロジェクトの特性も考慮することとし、JICNが支出時に、トランジション性を再確認できた場合は、例外的に3年超の支出も対象とするものとします）。

■ 適格クライテリア

適格クライテリアの共通事項として、事業実施者（SPCの場合には主たるスポンサー）等が、「将来的に脱炭素燃料の使用やCCS利用等により、脱炭素化への道筋を記載した「脱炭素化ロードマップ」を策定していること」とします。

カテゴリー	適格クライテリア	プロジェクト候補リスト
発電設備	経済産業省電力分野の脱炭素化に向けたトランジション・ロードマップに整合するプロジェクト	・ 石炭火力へのアンモニア混焼に向けた設備導入
		・ ガス火力への水素混焼に向けた設備導入
		・ 石炭火力へのバイオマス混焼に向けた設備導入
		・ 高効率 LNG 火力発電所の新規建設*・リプレース * LNG 火力発電所の新規建設の場合には、他の非効率火力の退出によって GHG 削減が見込まれること
		・ CO ₂ 回収技術（CCUS）の活用に向けた設備導入
熱源・工業炉	経済産業省トランジション・ファイナンスに関する分野別ロードマップに整合するプロジェクト	・ 燃料転換（LNG・アンモニア・水素・バイオマス・廃棄物等）に向けた設備導入
		・ 廃熱エネルギーの回収技術に向けた設備導入
		・ CO ₂ 回収技術（CCUS）の活用に向けた設備導入
船舶	国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ（国交省）及び、「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」とりまとめ概要（国交省）に整合するプロジェクト	・ LNG・LPG 燃料船
		・ アンモニア、水素、バイオ燃料船
		・ LNG 等燃料供給（バンカリング）船
		・ 船上 CCS にかかる設備導入

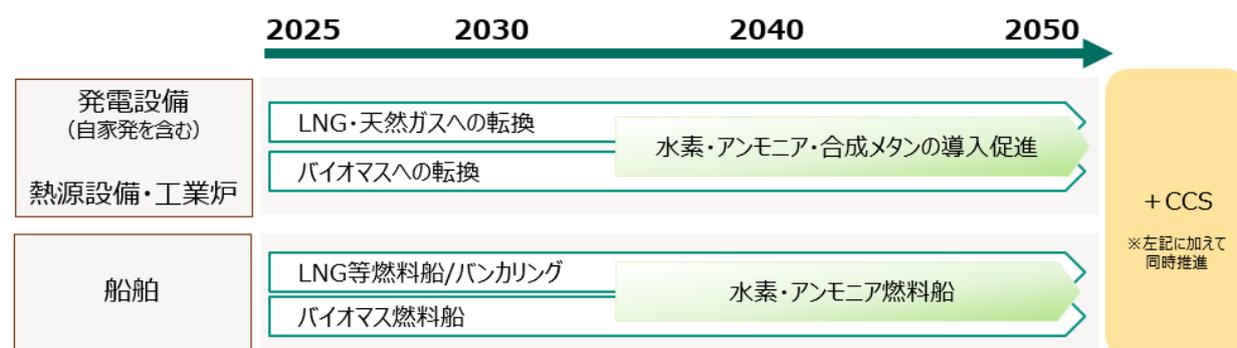
※ 「高効率 LNG 火力発電所」は BAT を採用したものとします。

※ JICN では、「将来的に脱炭素化が見込まれるトランジション案件」に対して投融資を行います。目下では、燃料転換にフォーカスしたプロジェクトへの資金の充当を想定しております。

※ 本フレームワークに適合しない案件については、JICN の通常の審査判断プロセスに則り投融資判断を行います。

■ トランジション分野のロードマップ

JICN が対象とするトランジション分野において、現時点で想定しているロードマップは次の通りとなります。



3.3 除外クライテリア

JICN は、適格プロジェクトを選定する際に、地域との合意形成や環境の保全及び安全性の確保への配慮も行うとともに、下記除外クライテリアに関連するプロジェクトに資金充当しないことを確認します。

- ① 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- ② 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- ③ 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- ④ その他法令違反が認められるもの

なお、これらについては、JICN の投資規程第 3 条にて、「対象事業活動支援の対象から除外されるもの」としても位置付けられています。

3.4 プロジェクトの評価及び選定プロセス

JICN は、本フレームワークで対象となる適格プロジェクトについて、下表に示す適合性評価の手順を経て決定します。

ステップ 1	事業推進第一部又は事業推進第二部により、①事業目的と政策意義（JICN 共通の投融資基準）との整合性確認、②事業性評価等を実施する。
ステップ 2	事業推進第一部又は事業推進第二部にて、事業実施者（SPC の場合には主たるスポンサー）等が有する脱炭素ロードマップ等をもとに、当該プロジェクトが JICN のトランジション戦略と適合していることを確認する。 併せて、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「グリーンローンガイドライン」に適合していることを確認する。 当該プロジェクトが、環境影響評価法の対象事業となる場合は、環境影響評価準備書に係る環境大臣意見の各要素に整合していることを確認する。 また、事業者と協議の上、独立した外部評価機関より、当該プロジェクトのトランジション・ファイナンス適合性評価を取得することとする。
ステップ 3	環境大臣及び事業所管大臣からの意見を聴取する。
ステップ 4	脱炭素化委員会にて、最終的に支援決定を行う。

3.5 調達資金の管理

JICN は、資金調達者の内部プロセスに基づき JICN より調達した資金を管理する手順がある（未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法を含む）ことを、資金供給前に資金調達者からの報告（文書提出又はヒアリング）により確認します。また、資金の充当状況等については、JICN のプロジェクト管理部がモニタリングします。

3.6 レポーティング

JICN は、資金充当状況、環境改善効果等の報告を踏まえて、守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲内で、ウェブサイト等で、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。

<資金充当状況>

JICN は、トランジション・ファイナンスによる供給資金の全額が資金調達者におけるトランジション目的の用途に充当されるまで、資金充当状況についての JICN への報告を資金調達者に求めています。この中には、充当金額、未充当金額の残高、リファイナンスが行われる場合にはリファイナンス額の残高が含まれます。

<環境改善効果>

JICN は、資金調達者に対して、資金充当が開始されたトランジション・ファイナンスについて、プロジェクトの概要、進捗、環境改善効果(例：GHG 排出削減効果)等を適切な指標に基づいて、可能な限り定量的に報告することを求めています。具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。

4 投融資先企業のトランジション戦略に基づく投融資

4.1 調達資金の使途

JICN は、資金調達者自身がフレームワークを策定している場合、最終的な資金調達者となる支援先のトランジション戦略を理解し、トランジション・ファイナンスとしての適格性を判断したうえで適格プロジェクトを選定し、適格プロジェクトに係る新規及び/又は既存の支出に資金を充当します。なお、既存プロジェクトへの支出に充当する場合は、該当するトランジション・ファイナンス実行日から遡って原則 3 年以内に実施した支出に限ります（ただし、プロジェクトの特性も考慮することとし、JICN が支出時に、トランジション性を再確認できた場合は、例外的に 3 年超の支出も対象とするものとします）。

4.2 除外クライテリア

JICN は、適格プロジェクトを選定する際に、地域との合意形成や環境の保全及び安全性の確保への配慮も行くとともに、下記除外クライテリアに関連するプロジェクトに資金充当しないことを確認します。

- ① 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- ② 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- ③ 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- ④ その他法令違反が認められるもの

なお、これらについては、JICN の投資規程第 3 条にて、「対象事業活動支援の対象から除外されるもの」としても位置付けられています。

4.3 プロジェクトの評価及び選定プロセス

JICN は、本フレームワークで対象となる適格プロジェクトについて、下表に示す適合性評価の手順を経て決定します。

ステップ 1	事業推進第一部又は事業推進第二部により、①事業目的と政策意義（JICN 共通の投融資基準）との整合性確認、②事業性評価等を実施する。
ステップ 2	事業推進第一部又は事業推進第二部にて、当該プロジェクトが資金調達者のトランジション戦略に適合するか、除外クライテリアに該当しないかを確認する。 併せて、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「グリーンローンガイドライン」に適合していることを確認する。 当該プロジェクトが環境影響評価法の対象事業となる場合は、環境影響評価準備書に係る環境大臣意見の各要素に整合していることを確認する。 当該プロジェクトに対する第三者評価がない場合であって、大型案件や技術的に整理が難しい案件と判断した場合は、事業者と協議の上、独立した外部評価機関より、当該プロジェクトのトランジション・ファイナンス適合性評価を取得することとする。
ステップ 3	環境大臣及び事業所管大臣からの意見を聴取する。
ステップ 4	脱炭素化委員会にて、最終的に支援決定を行う。

4.4 調達資金の管理

JICN は、資金調達者の内部プロセスに基づき JICN より調達した資金を管理する手順がある（未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法を含む）ことを、資金供給前に資金調達者からの報告（文書提出又はヒアリング）により確認します。また、資金の充当状況等については、JICN のプロジェクト管理部がモニタリングします。

4.5 レポーティング

JICN は、資金充当状況、環境改善効果等の報告を踏まえて、守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲内で、ウェブサイト等で、トランジション・ファイナンスの取組の状況を年次で報告する予定です。

<資金充当状況>

JICN は、トランジション・ファイナンスによる供給資金の全額が資金調達者におけるトランジション目的の用途に充当されるまで、資金充当状況についての JICN への報告を資金調達者に求めています。この中には、充当金額、未充当金額の残高、リファイナンスが行われる場合にはリファイナンス額の残高が含まれます。

<環境改善効果>

JICN は、資金調達者に対して、資金充当が開始されたトランジション・ファイナンスについて、プロジェクトの概要、進捗、環境改善効果(例：GHG 排出削減効果)等を適切な指標に基づいて、可能な限り定量的に報告することを求めています。具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。

5 レビュー

JICN は、独立した外部評価機関である DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より、本フレームワークと、各種原則・ガイドライン等との整合性に関するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

また、年次で定期レビューを行い、必要に応じて、本フレームワークの改訂を行うこととします。本フレームワークの大幅な改訂等の重要な変更が生じた場合には、外部評価機関よりレビューを取得する予定です。

6 参照する原則・ガイドライン

- ・ クライメートトランジションファイナンスハンドブック(CTFH：ICMA 2025)
- ・ クライメートトランジションファイナンス基本指針(CTFBG：金融庁・経済産業省・環境省 2025)
- ・ グリーンローン原則（GLP：LMA・APLMA・LSTA 2025）
- ・ グリーンローンガイドライン（GLGL：環境省 2024）

以上